

第一回大「ホラルゲン」議事録 中

在滿洲里日本領事館

目次

國務検査課業務報告書	一頁
公 決議	八
文部省業務報告	九
學術委員會業務報告	一九
文部省報告ニ關スル決議	三七
學術委員會ニ關スル決議	四二
財務大臣報告	四四
右ニ關スル決議	七一
司法省業務報告	八四
右ニ關スル決議	一〇九
地方状況	一一二

在滿洲里日本領事館

「ホグド、ハンウラ」	「アイマク」	一	一	二	
「ツエツエリク、マンダリ」	「アイマク」	一	一	四	
「ハン、ヘン、テイ、ウラ」	「アイマク」	一	一	七	
「ハン、タイ、シル、ウラ」	「アイマク」	一	一	八	
「ジュエルベト」	「アイマク」	一	二	〇	
「アルタイ、ウリヤンヒト」	人ノ状態	一	二	四	
「アルタイ、ギルギーズ」	人ノ状態	一	二	五	
「ゴブド」	「農新」	「ホシエン」	一	二	五
「タリガンガ」	ノ状態	一	二	九	
「庫倫」	中後所	一	三	一	
「シマビ」	「管区」	一	三	三	
「フリヤト」	「ホシエン」	ノ状態	一	三	七

在滿洲里日本領事館

第六 會議

大蔵省報告ハ未完成ニ付日程ヲ變更シテ政府國務検査課ノ報告ニ移ル

検査課業務報告書 (全譯)

課長「ブルヂ、ハトル」朗讀

一、十二年四月國務検査省設立前國務検査課ヲ設置シテアリ
 検査課ハ民主政体、諸外國ノ例ニ倣ヒ一切ノ財政經濟上ノ
 方策ヲ政府ノ財政經濟政策及現行法令ニ適應スルマ
 國費ノ支出ノ富否、節約ノ如何、國庫收入ノ増減、人
 民經濟ノ發達、不富費消ノ有無等ヲ監視スルモノヲ
 其官制十六條ハ定員表ト共ニ同年政府會議ニ於テ認

在滿洲里日本領事館

可ヲ受ケタ

ニ 現時國務検査課ハ各省ノ豫算及追加豫算ヲ審議シ之
ヲ國庫ノ利害ノ見地ヨリ審理シ各問題ニ就キ意見ヲ具シテ
之ヲ政府ニ提出ス

此致ニ如何ナル官廳ニモ検査課ノ承認ナクシテ支出賣買ヲナ
シ及百兩以上ノ請員ヲナサシムルコトヲ得ス 検査課ハ必要
ノ場合ニハ特ニ課員ヲ派シ當該官廳役員ト共同シテ廉價
ナル場合及物ヲ取調ヘスハ競賣入札ヲ行ヒ以テ其官廳ノ
業務如何ヲ監督ス、右ノ如ク自治及「ウングルン」時代ノ政
府ノ不當行為ヲ根絶スルコトヲ得ヲ

三 十三年十三年中検査課ハ財務省、軍配給課、司法省及在
「アルタレ」アラク」特設官廳ノ收入、現金、貨物財産等検査ヲ
ナレタカ此場合右官廳ニハ會計不良、會計法ニ通スル家

在滿洲里日本領事館

古入少ク而シテ職員不足ノ為帳簿不完全ナリレ為ノ詳細ナ
ル検査報告ヲ作成スルヲ得サリレニ免ニ南現金ノ計算
及國有財産ヲ概略計定スルコトヲ得タ

其後検査課ハ検査ノ結果現金不足ノ為^官廳ハ當該官廳
ヲシテ賠償セシメノ不完全ナル報告ヲ作り又ハ不注意ナル
モノハ初メハ謹慎罰金等 處罰スヘキ旨ヲ警告シテ

四 検査課ハ國ノ資源其收入ヲ正確ニ調査スル為十三年春
豫算編成規則ヲ制定シテ

五 歲計豫算編成ノ際検査課ヨリ官吏ヲ派遣シテ編成
ノ當否等ヲ監督セシムルコト、シテ居リ尚決算ノ様式ハ各官
廳ニ配布シ毎月決算報告ヲ提出セシムルコト、レ居ルニ從
未多ク之ヲ實行セタ

六 昨年本課ハ統一簿記法ヲ施行シ其様式訓令ヲ配布

在滿洲里日本領事館

レタカ會計ハ未タ任意ニ行ハレ為ノニ奈ルシ謹憑書類等
 ナク從テ収支ヲ正確ニ検査スルコトカ出来ヌ
 七、検査課ハ財務省及配給課ノ昨年度會計ヲ検査シタル
 展覧雜ニシテ現金及貨物ノ在庫ハ帳簿記載面ト合致セ
 ス過不足アリ此原因ハ蒙古人ニ専門家ナク職員不足ニ
 歸ス 依テ承課ノ發起ニ依リ政府ハ財務省ニ對シ十四
 年中簿記講習會開催方ヲ指令シ又定員ト簿記係
 ノ俸給ヲ増加セタ
 八、國民政府組織當時ヨリ収支ノ正確ナル検査困難ナル
 爲検査課ハ本年ハ十一年以降十三年迄ノ各官廳ノ會
 計及現金狀態ノ検査ヲ概算ナリトモ行フ豫定テアル
 本頁ノ希望事項左ノ如シ
 イ 昨年各地ヨリ庫椅ニ青年四十名ヲ召集シ國民

在滿洲里日本領事館

黨、青年團地方自治ノ任務ヲ説明シ兼テ簿記法ヲ教ヘ
 タルカ彼等ハ飯後相當ノ職ニ就カサリシヲ以テ右教
 育ハ利用シテカッタコトナラタ
 其外簿記係會計員ハ更迭頻繁ナル爲ノ國務ニ支障
 ヲ來シテ國民政府四年間ノ存在中官員ノ多クハ行政上ノ
 經驗ヲ得タカ尙之等ヲ完成シ 會計員ハ他ノ職ニ任命セ
 タルコト致度シ
 又人民大學ニ簿記講習會ノ開設ヲ促進シ現存ノ財務省ノ簿
 記學校ヲ改良セシ
 九、検査課員不足ニシテ殊ニ課員ニシテ各種委員會ニ参加シ居
 ル爲検査課ハ其主ナル任務ヲ遂行シ得ス故ニ多数官廳殊
 ニ國境官廳ハ検査ナレ
 十、検査課ハ現時國務検査省ヲ設ケ相當數ノ職員ヲ置ク

在滿洲里日本領事館

ヘキ特機ト認ム

質問

ケワハリシル 配法課ノ會計素札ハ如何ナルモノナリヤ
 カムホジヤフ 地方抗阻廳及地方行政機關ノ検査ヲ行ヒ居ルヤ
 ルフサレヌルツム 歳計陳算ニ於テ収支何レカ大ナリヤ
 ルフサレヌルツム 庫倫市官廳家屋ノ修繕ニ蒙古人ノ大工建具職
 ヲ使用セササルヤ

ケワハリシル 検査課ノ定員全部トスルニハ尙幾人ヲ増加スヘキヤ
 ケンツシ 検査課ハ「ホシエシ」及「アイマク」ニ於テハ直接検査
 フナスヘキヤスハ地方ニ特別検査機關ヲ設クヘキヤ

答辨

(一) 軍配給課ノ簿記素札ハ職員ノ不足ニ依ルモノナラズ
 (二) 検査ハ庫倫及「アルタンブラフ」兩市ニ於テ「アルタンブラフ」

在滿洲里日本領事館

税関廳及學校ニ對シテ行ヒ其他ノ地方税関及官廳ニ就

テハ職員不足ノ爲メ之ヲ爲サナカワツ

(三) 歳計陳算編成ノ際ハ十萬兩ノ不足アリタルニ之ハ前年

度國庫剩餘金ヲ以テ補填ナルニトシタ

(四) 若シ蒙古人中ニ優秀ナル大工等アルニ於テハ勿論使用ス

ヘシ

(五) 答辨ナレ

(ホ) 「アイマク」及「ホシエシ」ニ於ケル検査ヲナスニハ地方ニ検査課ノ

支部ヲ特ニ設クルヲ要ス

「カムホジヤフ」 検査課ハ今可也職員ノ不足ヲ訴ヘツ、アルニ若シ

之ヲ一省トストキハ何處ヨリ其職員ヲ得ルヤ

ケワハリシル 課ヲ省トストキハ今ノ處延期スヘキモノナルニ其

職員ヲ増スコトハ必要ナラズ

在滿洲里日本領事館

(議長左記決議案ヲ朗讀ス)

決議案

- 一 滿州教育ノ改善ハ重要ト認メ當該關係官廳ハ此希望實施ノ爲メ相當ノ手段ヲ講スヘシ
- 二 検査課員ヲ各官廳財產購入及讓渡委員會ニ其都度派遣スルコトハ之ヲ停止ス 此場合各官廳ハ自己ノ委員ヲ任命シ必要ノ場合ハ検査課ニ照會スルコト可然シ
- 三 國務検査省設置ハ今ノ處職員不足ナルヲ以テ本件ノ審議ハ一應停止スルコト

(決議案ハ満場一致可決)

在滿洲里日本領事館

文部省業務報告

文部大臣 ジヤミヤン公 演説

一 文部省ハ十四年一月一日學校事務指導ノ爲メ設置セラルル學務委員會及蒙古法政所之ニ附屬ス

我蒙古人ハ各種學校ノ組織外國語ノ習識ニ於テ他外國ニ劣ルノミナラス科學方面ニ於テ之同様に我蒙古人中ニハ國學ヲ知ルモノナラハ稀ナリ

我國民ハ蒙味ナル爲メ數世紀間外國ノ霸權ヲ脱スル事ナリレカ之ニ文化的ニ進レ居ル爲テアル現時國民政府ノ設立ト共ニ民衆ノ教育ニ留意シテ我等ノ任務ハ他國民同様ニ教育アリ經濟的ニ保障アルモノトナルニ在リ

二 本省ニハ各課ト教官トアリ我國カ學校ヲ増設スルトキハ一名ノ教官ニテハ手廻リ兼ヌルヲ以テ政府ハ蒙ニ地方ノ

在滿洲里日本領事館

學務ハ「アイマツ」後所アレテ管理セシムルコトニ決定シタル
 之此決定ハ地方ノ學校未タ少数ナルヲ以テ實施スルニ至
 ラス 依テ將來學校ノ増加ト共ニ課員及教員ニ中央地
 方共増員スヘシ
 三 最近迄我國ニハ科學事業ナルモノ殆トナク科學書籍
 並ニ一定ノ術語ナヘテ又博物館 展覽會ニ悉キ有蘇
 ニ依リ科學智識ノ普及ハ大困難ナル 國民政府ハ其
 設立ノ第一日ヨリ之ニ注意シ學術委員會ヲ設立シテ
 四 書籍ノ配布ト共ニ未來ノ「セネレーション」タル兒女並ニ無
 學ノ大人ノ教育ニ又注意シテ
 五 智育ノ外徳育ニ就テ又注意シ居ル處ナルカ我國ハ人口
 稀薄共増加ハ停止シ居ル狀態ナルヲ以テ特ニ體育ハ重
 要ナル意義ヲ有ス 此意味ニ於テ古來ノ蒙古「スポーツ」(競

在滿洲里日本領事館

馬子街(南力)ハ獎勵スヘキモノナラアル
 六 十一年十月三日庫倫 內務省ニ籍屬スル小學校ヲ開
 設シ十四年三月以降買賣城(庫倫市內)「ウリヤスタイ」コブ
 「ド」アルタンブラク「ハツファイル」及喀爾喀四部ノ中心及「
 ヤム」管區ニ小學校ヲ開設シテ十四年迄ニ開校セル小
 學校十枚修學児童四百餘人 教師一人ニ付兒女二
 十人乃至二十五人ノ割合ナリ
 學校ノ管理ハ教師中一人ニ委任シ學課ハ初ノ國語 書
 算及算術ヲ教ヘ進テ児童カ中等學校ニ入學シ得ル様
 他ノ學課ヲ教授シテ居ル
 地方ニ於テハ政府ノ決定ニ基キ大「ホシエン」ニハ學生三千名ニ
 校小「ホシエン」ニハ經費ト事情ノ如何ヲ参考シテ開校シ其
 經費ハ地方費支辨トシ文部省ハ唯教科書ト参考

在滿洲里日本領事館

品ヲ供給スルノミテアル

七、音楽、繪画、彫刻等ノ藝術ハ人ヲシテ莫ク美ヲ感セシメ
其感情ヲ和ケ天賦ノ才能ヲ發揮セシメ民族的文
化ノ發達ニ資スルモノナルニ依リ今處藝術學校ナクモ將來
漸次開校スル豫定テアル

八、幼稚園ノ如キモ大ナル意義ヲ有スルモノナルモ文部省ハ未
タ何事モ為スニ至ラズ唯同書物ノ編纂及庠倫ニ幼稚園
園ノ開設ニ着手セントス

九、文部省ハ各アイマク「シヤビ」ガリガンギ「コソゴル」湖濱近島
梁海人及避難民「アリヤト」人カ五十戸毎ニ一校ヲ開設シ十
歳ヨリ五十歳迄ノ無學者ノ為ニ開校セントノ計畫ヲ立
テツキアリ右ノ經費ハ國家賦税ノ改善セラル、迄地方費
トスヘキモノテアル

在滿洲里日本領事館

一〇、専門學校トシテハ人民大學ヲ開設シ其他簿記「コオペラ
チーフ」、司法事務員、教員ノ講習所ヲ設クル豫定テアル十
二年中期限四ヶ月ノ教員講習會ヲ設テ其卒業者十名
ハ地方ニ派遣シテ小學校開設ニ當ラレシメ其後十三年
間ヒ四ヶ月ノ講習會ヲ舉行シ其卒業生ノアル者ハ軍隊
ノ「コムミサール」ニ任セラレタ

明年ヨリ「コオペラ」トシテ教員及司法官養成ノ各課ヲ有スル
莫ク人民大學ヲ開設スヘシ 其經費三分ノ一ハ蒙古中央
「コオペラチーフ」ニ於テ負担スヘク 修業年限ハ一ケ年學生
數百人、學生ハ普通學修了後其特徴ニ依リ専門部
ニ入レ一ケ年修學セシム學生收容數ハ地方ニ依リ定メ四
「アイマク」三千六人「シヤビ」九人「アリヤト」人^五「コアド」五十人ノ
割合ニテ毎年四十人先ノ新入學生ヲ收容シ置カナル理

在滿洲里日本領事館

由ナクシテ退校シタルモノハ學費全部ヲ追徴スルコト、レシテ

二、蒙古人中ニ外國語ニ通スル者少キヲ以テ互免通譯ヲ養成スルコトニ決シテ文部省ハ「レニシテ」ニ官費留學生ニテ名ヲ送ツタ

三、百人ヲ收容スル下級工業學校設立ノ計畫ヲ有シタカ同校ハ製材、蒸棧、製靴、製糖、製紙、製革、自動車運轉手等ノ各科ヲ置クヘシ

三、庫倫及「アイコク」中心等人口多キ地ニハ圖書館及通商ナル娛樂機關ヲ設クヘシ

四、本省ハ未タ各種學校ニ含テ建ツルコトカ出来ナイ、庫倫中學校ハ既ニ設計及豫算アルニテ教師ナキ爲メ建築費ヲ「レナイ」其他ノ校舍ニ文部省ニ於テ設計スヘク、現今「ワリヤスタイ」「コアド」「アルタ」ニテ「ハ」特別ノ校舍ヲ有ス、其ア

在滿洲里日本領事館

此ノハ天幕内ニアル

一五、^改學概、根本方針ニ就テハ豫ノ正確ニ因テ人民ヲ研究スルニ非サレハ政策ヲ立ツルコトカ出来ナイ、又外國ノ實例ト自國ノ經驗トヲ参考スルニ於テハ文部省總務長及「エルデレ、ハツウ、ハレ」ヲ「ソウエト」諸國、獨逸其他歐洲各國ニ出張セシムルコト、レシテ

茲レ最モ重大ナコトハ總テノ文化教育上ノ施設ニ經費少キヲ以テ其實行不可能ヲ近キ將來此ノ成績カ速ニ改善セラルルニ望ム

一六、學校教科書及參考書ハ我國ノ需要多キニテ教科書ノ編者及通譯少キヲ以テ蒙古教科書ノ出版權ヲ外國雜誌「アルカ」折南努力カレテ居ル

一七、最近迄文部省ハヨキ活版石版所ヲ有セザリシ爲メ

在滿洲里日本領事館

非常ニ困難シ唯一ノ蒙古活版所ハ各省ノ注文ヲ堆積スル状
 態ナルヲ以テ概概購入ノ爲ノ上海ニ人ヲ派遣シテ又其家屋
 元建築スル豫定ヲアル

一八 文明人ニ在リテハ書物ノ配布ハ最モ容易ナルヘキニ我國
 ニ於テハ然ラズ書物ヲ驛站ニ依リ發送スルトキハ伊ノ紛
 失ス左リトテ特使ヲ出スコトハ巨額ノ經費ヲ要スル。今又
 文部省ニモ是リテ爾業ナレ近キ將來何トカセサルハヤルマイ
 一九 本省ノ豫算ニ就テハ十一年及十二年ノハ特定ノ豫算
 ナク其都度必要ノ支出ヲ請求シテ昨年初ノテ豫算
 ノ編成シテ其額ハ四六、七七、三、八分ト其外ニ中學校
 建築費三九、四七、一、九一分計八六、三五、五、二九分即墨
 銀約十一萬九千五百七十元
 本年度支出セル高ハ左ノ如シ

在滿洲里日本領事館

人民大學	一五、七三〇兩
中學校	九、四一〇
庫倫小學校	三、八四九
買賣城	二、六七六
ウリヤスタインゴブドレ及 アルタンブラフ小學校	一、〇八四
四アイマク	五、五九三
シヤン管區	三、四六五
ハツライレ	二、四一六
文部省總務課學校課費	二〇、〇六七
旧活版所費	一九、九五八
其他ノ教育費	五五、二三四
校舍建築費	二二、七五四
活版機械購入費	二〇、〇〇〇

在滿洲里日本領事館

計

一九二四〇(約二十七萬五千元)

在滿洲里日本領事館

學術委員會業務報告 (全譯)

委員長「シヤムツアラ」 演説

我國ニ科學智識普及ス蒙古語ノ書籍術語字彙ナク又
博物館ナク爲メ一九二一年學術委員會ヲ設立スルニ至テ
其任務左ノ如シ

一 學者ヲシテ著書閲覧ニ便ナラシムル爲メ國立圖書館設
置ヲ第一着ニシテ要トシテ 我國ニハ蒙古語ノ「カンジエ」(仏典)
ノ如キ貴重ナルモノアリ又近ク「カンジエ」(仏典)ヲ得ントス
圖書館ノ設立ハ容易ノ業ニ非ス数年ヲ要ス 現時我所
有スル書物歐洲語ノモノ二千一百冊蒙古語ノモノ六百冊西
藏語ノモノ二百五十冊支那滿洲日本語ノモノ一千四百冊
其他地圖古文書繪画等ヲアル

二 自國ノ正確ナル地圖ノ編纂ハ國家ノ爲メ大ナル意義ヲ

在滿洲里日本領事館

有スルヲ以テ學術委員會ハ設立ノ當初ヨリ各ホシユレノ蒙古地圖ノ蒐集ヲ初メテ特派員ノ手ヲ經テ實地ニ檢査シタ

三 我天恩富源質石動植物等ヲ民衆ニ看覽セシムル為メ本委員會ハ博物館設立ノ計畫ヲ立テ目下動物標本ハ左程多クナイノ礦石及植物ノ標本ハ可成多ク又藥草アリ米國ヨリ數千辭前蒙古ニ生棲セル動物恐龍(恐龍)及鳥ノ標本ヲ得「ゴツロフ」探險隊ヨリ植物及鳥ノ標本ヲ得法伴ノ宮殿ヨリ繪画動物ノ標本等ヲ得タ

四 本委員會ハ森林調査ノ為メ調査班ヲ庫倫附近及肯特山ニ派遣シタカ其調査材料ハ森林保護ノ基礎ナルヘキモノヲ森林及其利用狀態ハ「ガイヤグラム」

在滿洲里日本領事館

又ハ數字ヲ以テ現シタ

五 歴史上貴重ナル古物ハ撮影シ歴史的珍書蒐集ニ着手シ蒙古歴史地圖ヲ編纂シタ

六 古代紀念碑保護ノ法律ヲ發布シタ

七 蒙古人種學上蒙古^族ノ民謡音樂ノ研究ニ着手シ既ニ百三十餘種ノ音譜ヲ寫シ又音樂學校ヲ開設セントス

八 庫倫ニ測候所ヲ開キ將來全蒙古ニ之ヲ設立セントス

九 洋式算術講習會ヲ開催シ喇嘛ノ優待ナルモノヲ就學セシム

一〇 寫真館ヲ設ケタ

一一 物理化學室ヲ設ケントシタカ器械ヲ之為メ採リ其運

在滿洲里日本領事館

二五、ラス 但し是ハ是非共設立ヲ要スルニ付 歐洲諸國ト交渉
 スルニ決シテ
 二六、天文台ヲ設キセトシタルニ物理室同様ノ理由ニ付
 實現セズ
 二七、科學書及教科參考書ノ翻譯及編纂ニ本委員
 會ノ職務ノ一ヲアルカ今ノ處委員ハ別々ニ翻譯ニ從事
 シテ居リ既ニ百餘種ノ支那、滿洲、西藏、英仏、德語
 ノ書籍ヲ反譯シ地理、萬國史、法學書等ハ數十冊
 ニ及ビ西藏語、十餘種ノ「サンニツト」書ヲ譯シテ
 二八、術語委員會ヲ設ケタカ其事業ハ未タ何等ノ成績
 ナレ
 二九、學術委員會ハ開設ノ當初ヨリ蒙古活版所カ多
 忙ナルヲ以テ領事館活版所ト六ヶ月ノ契約ヲ結ビテ
 在滿洲里日本領事館

種ノ書籍ニ萬五千一頁部ヲ印刷シテカ其後同所ニ於テ
 印刷スルコトハ取捨者ノ抗議ニ依テ見合ヒ爾來一冊ニ
 印刷セズ出版費ハ其儘トナリ居リタル爲本邦政府
 ノ許可ヲ得テ右費用ヲ以テ文部省ノ爲メニ家屋及敷
 地ヲ購入シテ
 三〇、蒙古活版所 學術委員會ハ蒙古活版所及滿洲活版所ヨリ停止學術委員會米林博士等
 國民政府ハ當初「ポド」ノ總理時代ニハ學術委員會ヲ
 文化ノ發祥地トシテ重要ナル機關トシタルカ其後之ヲ居ト
 意用ノ實物視シ之ヲ一課トシテ文部省ニ合併シテ唯
 國民黨大會ノ決議ニ依リ委員會ノ職員ヲ増加シテ之
 ヲ擴張シテ
 三一、學術委員會ノ目的任務ヲ列舉セル書物ヲ編纂
 シタカ米ヲ印刷シナイ若シ之ヲ發行ノ暇ハ皆本委員
 會ノ利益ヲ知ルヘシ
 在滿洲里日本領事館

一八 本委員会ノ豫算ヲ示セハ十一年ニ三〇〇兩十二年
 一八六七五兩十二年ニハ七五三四〇兩十四年ニハ五七、七四二
 兩ヲ支出シタ
 ニ。現時我蒙古ニハ政州ニテ古ク意味ノ學者ナルモノナク
 エテ養成スルコト極ノチ少キナリ若シ我中小學生徒
 ヨリ出ツルヲ待ツトセハ十五年ヲ経過ス故ニ學術委
 員會ハ將來蒙古人中ヨリ若干學者ノ出ル迄ハ外國
 人ノ利用スルヲ餘儀ナクセラル
 ニ。明年ヨリ本委員会ハ鑛石、植物採集、測量、考古
 學等ノ調査班ヲ組織シ治政所完成ノ上ハ圖画ノ著
 書ヲ出版シテ民間ニ擴布スヘク他國ノ學術團體ト
 書物ノ交換ヲ為スヘシ
 ニ。本委員会ハ大ポラルグシカ委員会ノ事業ノ重要

在滿洲里日本領事館

ナルニ鑑ミ 本委員会ヲ特別ノ相當官印ヲ有スル獨立概
 關トシテ有効ニ活動シ得ル標決議サレシコトヲ希望ス
 左ノ質問アリ
 「ボムボシヤ」 學術委員会ノ文部省ニ合併シタル理由如何
 又就學児童數幾何
 「ゲンツ」 男女ノ道德向上ニ就キ手數ヲ請ヒタルヤ
 「ルアサレチヨイ」 我蒙古人ハ高價ナ外國服ヲ着用シタル者
 國ニ損害ヲ來ス之ニ付文部省ヨリ特ニ指令シタルコトナ
 キヤ
 「ドシヨバクソム」 天文台ノ建設ニハ多額ノ費用ヲ要スト云フカ
 幾何ヲ要スルヤ
 報告者ノ答辯
 (一) 學術委員会ト文部省ノ合同ハ國ノ為有利ナリト思惟

在滿洲里日本領事館

シタ 人民大學學生の出入り 學生、男女別ハ未ダ報告ニ接シナイ

(二) 本省カ國人道德ニ就テ監督スヘキモノナリヤ知ラナイカ少クトモ此方面ニ於テハ何モシテ居ラヌ

(三) 外國服着用問題ニ就テ當方ヨリ何等討論等ナシタルコトナシ

(四) 天文台建設ニハ専門ノ器概望遠鏡等容易ニ入手シ難キモノヲ要スルニ付未ダ組織セズ

「ゴムホシヤブ」 競馬ハ何故適當ノ娛樂ナルヤ

「ワレケノ」 現時卒業スヘキ教員タルヘキ生徒教如何

某議員 文部省及學術委員會ニ民間ニ販布セル書籍數ハ如何 如何ナル方法ニ依リ地方教育狀況ヲ知ルヤ

在滿洲里日本領事館

他議員 五十歳位ノ人ヲモ外國ニ留學セシメ得ヘキヤ

「ゴムホシヤブ」 如何ナル方法ヲ以テ村落ニ學校ヲ開設セントスルヤ

「サレシ」 地方學校ニ舎建築ノ場合中央ヨリ補助スルヤ

校舍建築用材ヲ外國ヨリ輸入スル場合之ニ関稅ヲ課スルヤ

「ゴシヨ」 村落學校ニハ希望者全部ヲ收容スルヤ又ハ定數ニ達シタルトキハ之カ入學ヲ拒絶スルヤ

「バダホ」 「コアド」以外ニ「アルタイ」及烏梁海地方ニ學校ヲ開設スルヤ

文部大臣「シヤミヤ」答辯

(一) 競馬ハ人馬ノ生理的發達ヲ助クルモノナリ 競馬ニ關シテ目的ヲテク娛樂ノ爲メニスルモノヲ云フ

(二) 「ウエルフネ、ウジンスク」ニ將來教師トナルヘキ者ヲ六人ニ

在滿洲里日本領事館

留學セリテアリ庫倫ニ於テハ本年約十人々卒業セシムヘシ

(三) 文部省及學術委員會ノ書物ハ地方ニハ未ダ取布シ居ラス

(四) 外國留學生ハ蒙古語及文學ヲ知レルモノヲ派遣ス

(五) 五十歳ノ修學者ハ外國ニ留學セシメス

(六) 文部省ハ地方學校設立ニ就テハ既ニ公表シタルカ將來ハ若干ホレニ對シ一學校ヲ開設スル豫定ナリ

(七) 校舍建築補助ニ關スル特別規則ヲ設ケ閱視問題ニ就テハ財務省ニ於テ決スヘシ

(八) 入學兒童ニ就テハ定數ヲ定メス教員ノ數ニ應ジテ入學セシム

(九) 烏梁海ノ蒙古領及「シニル」ト人ノ爲メニ學校ヲ未ダ開設シ居ラス

在滿洲里日本領事館

對論

「ソムボツ」
學術委員會ノ文部省合稱ハ全ク正當ト思フ

「ゴムボツ」
私ハ學術委員會ヲ文部省ヨリ分離スルヲ妥當ト思フ賭博的競馬ハ禁止スヘシ

「サエシ」
我蒙古ニハ工業學校ハ大ニ重要ナルニ付第一着ニ開設スヘシ

「ソムインバイル」
村落兒童ニ書方讀方ヲ直ニ教フヘシ

「ゲレツン」
文部省ハ國民道德ニ注意スヘキモノト思フ

「シケン」
我蒙古人ニトリ教育ハ第一ノ任務アリ第一ノ義務ハ教員ヲ作ルニアルカ人民大學學生三千人中現在在學スルモノ十人エシテ他ハ色々ノ口實ヲ求メテ退校シタルハ隣接國民族ノ中心ナルヘキニ此方針ニ依テ為シタル處甚ク少ク又學校ニハ政治教育ナシ

在滿洲里日本領事館

政府カ學術委員長會ヲ文部省ニ合併シタコトハ理由アルコト
 同日委員長會ノ學者ヲ文部省ハ利用シ得ルカララアル
 知ルコトナシ 教育ノ普及ニハ書物ヲ第一ニ必要トス 然ルニ我
 國所ハ極ノテ不良ナルヲ以テ アル學校ニテハ夫那語及滿洲
 語ヨリ反譯シタル日讀本ヲ使用シ居ルヤノ噂アリ 依テ治
 服所ノ設立ニ着手スヘク 價ノ高低等問フ必要ナシ、其他
 學校ニ於ケル政治教育ノ爲メ 學術委員長會ハ相當ノ教
 科書ヲ編纂スヘキヲアル
 「ゴチトスキイ」 報告中ニハ文部省ノ將來ノ事業計畫ニル
 ノナク又統計ナク例ハハ就學児童數不月明ノ如シ統計
 ナクシテ將來幾何ノ教師學校等ヲ必要トスルヤニ知ル
 ヘカラス 大市ニ於ケル大人教育ニ深甚ノ注意ヲナスヲ要
 ス

在滿洲里日本領事館

「ツェントルケ」 國民政府、四年間ニ教育事務ハ二年内務
 省ノ一課トシテ管掌シ特別ノ一省トシタノハ本年テアル、教
 員ノ大不足ノ爲メ文部省ハ充分ニ其機能ヲ盡スヲ得ス
 新教育ニ國內ニ學者ヲキ爲メ又滯滞ス 依テ「ホラルダ
 ニ」ハ児童教育學校職員養成ニ就キ可然指令ヲ
 與ヘラレタイ
 「リンケノ」 學生カ何人アリヤトノ問ニ對シ文部大臣ハ教官
 コリ未ク報告ナレトノ答辯アツタ 學校事務ニ於テハ學生
 數ニ對シ定期的ニ取調フルヘキ答テアルニ我文部省カ
 此ヲ不備ナルコトヲ示スモノテアル 且ツ學術委員長會カ考
 古學上ノ古蹟發掘、如キ實際隆上ノ用ナキ學問ヲナサン
 トスル傾向カアル 又森林水流ヲ調査シテトキフニ之ハ恐
 ラク僅少ヲアル 秋財政ハ充分ニ鞏固ナラス 職員ノ不

在滿洲里日本領事館

足アリ時ニ各員宜敷奮勵シテ實際的意義アルコトヲ遂
行スヘキヲアル依テ「ホララダン」ハ學術委員會カ實際問
題ニ對シカフ盡ス様指令スル少要アリト認ム
「シヤムツアラノ」 教育ノ發達ニハ地方ノ援助ヲ少要トスルモノア
リ中央ノミニテハ全部ヲ遂行シ難キニ付中央地方トモ協力
シテ初メテ効果ヲ得ヘシ當局ニ於テハ明年ニハ二百名ノ教
師講習會ヲ開催スル計畫アリ若レ此中百名アリトモ
及第スルヲ得ハ十年間ニ一千人ノ教員ヲ得ルコトハ又
各地ニ於テモ講習會ヲ催スコトハ少要且ツ有益ナル
「ゴンジヨ」 文部省ソシテ廣キ「インマケ」フツ有セシメ又國民
教育ニ經費ヲ措カサル要アリ
議長 學校開發講習會開催ハ財政ト關係アリ現時
我財政鞏固ナラス國庫收入ハ全部税關ニ依リ居リ減

在滿洲里日本領事館

少ノ限ナキヲ保シ難キヲ以テ地方ヲ支援スルニアラサレバ學校
等開發ヲ議スルニ徒ラニ空言トナルニ依リ先決問題トシテ
地方ノ援助ノ有無ヲ審議スルヲ要ス
「リシキ」 「シヤムツアラノ」ノ言フ所ハ全意理由アルコトナリ 各「アイマ
ク」「ホシエン」ハ教育問題ニ關スル「シヤムツアラノ」大會ノ決議ヲ
例トシテハ如何
「ツイレトル」 現時地方民ノ負擔スル納稅義務ハ輕減セテ
「レタル」依リ教育振興費ヲ出スニ左シタル負擔トハナラ
ザルヘシ

在滿洲里日本領事館

第七 會議

議長前田、議事録ヲ讀ミ承認後文部省及學術委員會、報告ニ関スル意見質問ヲ繼續スル旨ヲ述フ

「ソグクト、ドルカ」ホグド、ハンウラ「アイマク」議員團、決議ヲ朗讀ス其要領左ノ如シ

討論、際學校開設及之カ實行ハ財政ト関係アル旨述ヘラレタルカ吾ミハ左ノ通り所取説ヲ採ル

一 學術委員會、文部省合併ハ正當ナリ

二 文部省ハ相當教ノ教師ヲ養成スル必要アリ中學以上學校ハ國費ヲ以テシテ地方ハ小學校ヲ維持スルヲ以テ前者ノ補助ハ見合ヌコト、セラレナシ

三 アイマク 校所ニハ教師補習會ヲ設ケ相當年齡、文

在滿洲里日本領事館

字アル者四丁名ヲ勸募シ地方ノ力ヲ以テ之ヲ教育シ文部省ヨリハ國費ヲ以テ各會ニ一人ノ教官ヲ派遣スルコト

四 市ノ小學校ハ市「ホレエ」及「アイマク」ノ小學校ハ其經費ニ依リ維持ス

議長 右決議ハ一般決議案作成迄延ハサレシ

「バグルホ」必要ノ經費豫算ヲ正確ニシタル上之ヲ人民ニ其財

産程度ニ應レ既概スヘキ旨ノ聲明書ヲ讀ム

「ケンツシ」地方人民ハ吾等ヲホラシムルニ議員ニ選舉ノ際

議員ノ決議スル處ハ全部實行スルコトヲ約シタルアリ依

テ今學校事業ニ援助スヘキナリ

「サンジ」「ハンベンタイ」「アイマク」ニ「ホレエ」ノ代表トシテ左ノ意見書ヲ讀ム

一 地方自治制實行ト共ニ設立セラレタル地方小學校ノ

在滿洲里日本領事館

大部令ハ人民カ校舍俸給費等ヲ忌避シ居ル爲ノ空
 名ノミ存ス
 (二) 國ノ財政鞏固トナル迄ハ學校ハ地方費ニ依リ庫倫ノ
 中學校ニ地方ヨリ援助スヘシ
 (三) 我ニ示レシニハ隣接スル爲ノ共同シテ一校ヲ建テ児童
 百人ヲ收容シ一切ノ修費ハ「ホレシ」之ヲ負擔スヘキニ付
 アイコクノ學校ニ児童ヲ送ル必要ナク生徒欠員アルトキハ
 專ニ補充シ文部省備學校ニ對シ人民一人ニ付大家
 畜一頭ヲ割キ尚其他ノ家畜ニ對シ一頭ニ付七分先ヲ
 徵集スヘク校舍建築用具ニ對シテハ關稅ヲ免除
 セラレタレ
 シヤビ」管正代表ハ教育事業ニ一萬兩ヲ支出スヘキ聲明
 ラナス

在滿洲里日本領事館

議長 勅諭ヲキマテ閣下ヲ慰ヒタル後決議案ヲ朗讀ス
 決議案 (全譯)
 一 我輩古ハ數百年間暴者ノ壓迫ヲ被リ蒙昧ニシテ全ク發
 達シナカッタ
 最近民意ニ依リ自由ナル國民共和國ヲ組織シタルニ其狀態ハ
 文明國ト同様ナラサルカ故ニ國民教育ノ發達ニ注意ヲ要スルニ
 ノアリ依テ大ボラシクハ國民教育ニ特別ノ意義ヲ附シ
 文部省ニ對シ定章ノ增加及「イニキチ」ヲ發揮ノ都度常
 ニ援助ヲ與フヘキコトヲ決議ス
 二 人民ノ自由ヲ重視スルニ付學校及文化教育機關ニ於テ義
 務的ニ奉命政治ニ關スル課目ヲ教授セシムヘシ
 三 文部省ハ學校監督者教員ヲ詳細調査スヘシ 教員ヲ養成シ
 相當ノ程度ヲ給シ出木俸ル程度ニ從ヒ高等ノ學校ヲ開設

在滿洲里日本領事館

三
 四、之ニ相當ノ經費ヲ支出スヘシ
 我蒙古ニ於テハ國民教育ハ重要事ナルヲ以テ新設學校ハ
 國費ヲ以テ維持シ國費不足ノ場合ニハ相當ノ地方ヨリ徵稅
 シテ之ニ充ツ
 五、地方小學校校網ハ廣ク擴充シ改善シ「アイマク」校所附屬
 トシテ各「ホレン」ヨリ按合比例ヲ以テ召集スル生徒ヲ收容シ
 得ル相當學校ノ開校スヘシ
 六、爾今文部省ハ學校數及生徒ニ関シ常ニ正確ナル調査
 ヲ急ラス統計ヲ作り國民教育ノ完成ヲ圖ル爲メ所採探求
 上「ホレン」ケ「ワ」ヲ取ルコト
 七、市及多數人民居住ノ場所ニ大人及職員ノ爲メ特別學
 校ヲ設置スルコト
 八、體育止並ニ性病其他ノ疾病豫防ノ爲メ學校ニ歐洲式

在滿洲里日本領事館

教育アル醫師ヲ置クコトハ甚ク重要ナルニ付文部省ハ適當
 ノ人物ヲシテ醫學ヲ修得セシムルコトニ手段ヲ講スヘシ
 「アイマク」後所ニハ一校「ホレン」ニハ三「ホレン」毎ニ一校ヲ開校
 スルヲ適當ト認ム
 「ゴチトスキ」 學校ノ外官吏講習會ヲ開クヲ要ス
 「ケレン」 本問題ノ最終決定前地方ノ援助問題ヲ解決シテハ如何
 「ルアヤ」 學校ノ爲メ貧民兵卒ヨリ十仙富者ヨリ三十仙充
 ツテ徵集シテハ如何
 「イヤム」 地方援助問題ハ亦決定セサルニハアラスヤ
 「ツイク」 援助トハ義務ナリヤ寄附ナリヤ
 議長 「ホラル」 本問題ヲ決スル要アルヘシ
 「ハボ」 學事ニ要スル經費ハ幾何ナルヤ

在滿洲里日本領事館

「シヤムツアラノ」 今迄に難レ然レ相當巨額ナリ若レコボラレバシカ
 地志援助ニ付テ決定スルトモハ義務トスル方可ナラン
 他國ニ於テハ地方學校ハ地方費ニ依リ維持シ中央ハ特別ノ
 場合ニ援助スルノミ 寄附トモハ目的ヲ達シ難クナルヘシ
 「ルイスタウロフ」 議員ハ余リノ小問題ヲ扱テ居ルカホラレシニ於
 テハ一般的ノ決議ヲ爲シ詳細ハ各衙門(省)ヲシテ行ハシムヘ
 キモノナ
 「ガケトスキイ」 吾等ハ既ニ幾日モ學校ノ伊要ニ就テ語り吾等未
 ハ學校ノ如何ニ保ル故ニ財源ヲ見出スルハ伊要トスルカ外國
 ヲリ何等得ルコト能ハサルヲ以テ 義務トシテ課税スルヲ可
 トス 其金額及學校ノ開設地、如キハ文部府財務両省ヲシ
 テ決セシムヘシ
 「リベクト」 我等「リベクト」人ハ教育ヲ重要視シ自己ノ財産ヲ以テ

在滿洲里日本領事館

又人民ニ宣傳シテ學校開校ヲ援助スヘシ
 議長 決議案ニ「コケシスキイ」ノ動議ヲ追加シテ可決スヘキヤ
 「ツイビクミド」 民間ニハ各種ノ疾病 治ニ性病多キニ患者ナク之ヲ
 招カントスルニ多額ノ費用ヲ要ス 就テハ喇嘛医、爲ノ短期ノ
 講習ヲ開催シ洋醫學ノ概念ヲテテモ得セシムル要アリ
 議長 「ツイビクミド」ノ動議ハ内務省ノ管轄ニ屬スルモ文部省
 關係ノ決議中ニ此方針ヲ關係機關ハ手取ヲ請スヘキ
 旨追加スルコトヲ得
 某議員 喇嘛医ハ洋式醫學ヲ習學セシムト云フ意味ニ修正ス
 ル要アリ
 議長 文部省ニ關スル決議ハ之ヲ以テ終結トシ今學術委
 員會ニ關スル決議ヲ朗讀スヘシ
 「ガケトスキイ」 決議案ハ初メ全部ヲ通讀シ次ニ逐條審議ヲ

在滿洲里日本領事館

ナスコト、セラレタシ

學術委員會關係決議案（全譯）

一 蒙古ニ歐洲ノ即チ經驗アリ正確ナル資料ニ基キタル科學ヲ發達セラルル爲メノ庫倫ニ學術委員會ヲ設置シ見聞會ハ蒙古ノ學者ヲ網羅シ蒙古ノ動植物、國民生活階級ノ特長及國ノ文化程度研究ヲ目的トシタ
 ホラレタシハ學術委員會ノ存在ヲ極メテ必要ノモノト認メ其（實ニ實權ニ値ス）
 同委員會ノ出稼業ニ對シ財務省ノ爲シタル妨礙ニ就テハホラレタシハ財務省カ節約ヲ主トスル餘學術事業ニ對スル注意ヲ欠キタルモノト認ム
 學術委員會ハ將來出版ニ勵精スヘク且ツ其著書ヲ蒙古及外國活版所ニ於テ印刷スルコトヲ許可ス

在滿洲里日本領事館

二 學術委員會ノ事業ハ主トシテ學術上ノ性質ヲ帶ヒ行政上ニ關係ナキヲ以テ文部省ヨリ之ヲ分離シ獨立機關トシ之ニ特別ノ官印ヲ交付スルコトニ決議ス
 ホラレタシハ學術委員會長ヲ文部省参事官兼任トスルコトヲ廢止ス

三 學術委員會ハ第一ニ勤勞人民ノ爲メニ抽象的ヲテテ現實的意味アリテ直接間接ノ利益ヲ與フヘキ實際問題ノ研究ニ從事スヘシ
 （議長ヨリ追加、有熟リ問ヒタル後右決議案ヲ承認ス）

在滿洲里日本領事館

財務大臣報告書 (全譯)

財務大臣 フドルグ 朗讀

國民政府組織前國內、彼權ト共天竺富源ハ支那人以テ白
衛軍、為ニ奪ハレ又支那人ト白衛軍トノ戰爭ニ依リ蒙
古人民ノ財産ハ甚ク損害ヲ被タ外國トノ關係及貨物
ノ蒙古輸入ノ社他ニ又不斷蒙古人民ヲ害シテ
支那人及「ウラゲル」統治時ハ政府機關ハ頗ル不良ニシテ
經濟狀態ノ改善、如ク何人ニ考慮シ居ラテリレ為メ國
民政府ハ捕獲品タル少許ノ貨物家畜ノ外空虛ナル金庫
ト高「ウラゲル」勇ノ發行セル不換紙幣ヲ兼結シテ
國民政府ハ新ル財政狀態ニ於テ節約ヲ旨トシ特ニ官吏ノ俸
給ヲ削減シ尙關稅及官有財産ノ增收ヲ圖リ尙人民ノ損
害ヲ救済スル為メ「ウラゲル」紙幣ニ千五百元ヲ銀貨ニ交

在滿洲里日本領事館

換レテ

蒙古人ニ職務ヲ能ナル者ナキヲ以テ外國教官ヲ雇用シ其援助ニ
依リ多クトモ事業ヲナシ得タルニ財政ハ然ラス 財政ノ業タル後
難ニシテ之ヲ相當ノ程度ニ置クハ頗ル難事業ヲ財務省ハ常ニ
職員及通譯ノ欠乏ニ悩マサレ為メ多クノ重要事項ハ今日迄
滯レテ居ル

財務省ハ其管掌事項全部ヲ見ルヲ得サリシヲ以テ政府及虎ノ
決議ニ依リ幾多ノ課及省ヲ合立シ尙財政經濟會議ヲ設置
シテ

政府ハ國ノ一般財政經濟狀態ヲ審議スルニ當リ人民ノ負擔輕
減ヲ圖リ人民ノ主要財産タル家畜ニ増加ヲ見タカテ三年秋及
十四年春各地ニツツタ(降雪ノ為メ牧草ナキコト)起リ飢饉
トナリタルヲ以テ政府ハ被害地救済ノ為メ十萬兩ヲ支出シテ

在滿洲里日本領事館

財務省ノ業務ハ左ノ如シ

一 外國ニ於テハ國家收入ノ大部分ハ人民ヨリ徴スル各種ノ租稅
 テアルカ我々財務省ハ人民ノ財産ニ對シ慎重ノ態度ヨリ直接
 稅ノ設定ヲナサズ國家收入ノ重ナル財源ハ間稅ヲアル前蒙
 古ニ稅關ナルモノ全クナク自治政府時代ニ稅關支署ヲ
 設ケタカ其制度不良ニシテ間稅法ノ如キモ不完全チアツタ
 現行蒙古間稅法ニ依レハ外國ヨリ輸入品輸出品及毛家畜
 等ハ孰レモ從價六分ノ間稅ヲ課スルコト、ナツテ居ル
 ホシニ官憲ハ自身間稅事務ヲ善ク整理スルコト能ハサル
 ナラバ十二年中庫倫ニ稅關ノ外國境及大商業地矣
 ニ稅關六ヶ所ヲ設ケ十三年ニハ十三ヶ所十四年ニハ十四ヶ所ヲ
 故置シ現在合計ニ十五ヶ所ナルカ其中一ヶ所ハ收支價
 ハアルヲ以テ廢止シタ

在滿洲里日本領事館

十二年ノ間稅收入ヲ十三年ノソレト比較スレハ各稅關收入ハ二 二%ヨリ五八%ニ増加シテ居ル十四年ニハ十三年ノ收入額ニ 二割増トシテ豫算ヲ立テタルカ其額左ノ如シ	内國間稅	六六萬兩
輸出稅	七二〇〇	
輸入稅	六〇〇〇	
其他ノ收入	一三〇〇	
計	二四〇〇〇	
十三年十月一日ヨリ十四年六月一日迄ノ收入額ハ百五十三萬兩 ナルニ付本年度收入ハ豫算通りアルモノト思フ		
蒙古人及外國人トモ間稅ヲ免レンコトヲ勉ムル傾向アルニ依 リ之カ防止ノタメ間稅法ニ特別條項ヲ設ケ之ニ據リ納稅 忌避ヲ發見スルトキハ規定ノ稅額ト之ニ十倍ナル罰金ニ		

在滿洲里日本領事館

度スルコトシ尙罰金ノ七五%ハ之ヲ免輸出入發見者ニ與
 ルコト、レタ
 關稅ハ主トシテ財政經濟關係アリ若シ成績良好ナルトキ
 ハ人民ノ租稅ヲ輕減シ得ルコト、ナルヲ以テ財務省ハ本年
 最優秀ナル青年百名ヲ召集シ庫倫稅關ニ於テ稅
 關事務ヲ教習セシメタ中ニハ成績不良ノモノアルモ、ル者
 ハ既ニ勤務シテ居ル
 關稅法ニ依リハ稅關數ハ四十一ヶアルカ今日迄ニ關設スル
 モノ二十四ヶアル相當ノ成績ヲ舉ケテ居ル地方ニ於ケル稅
 務ハ不良ナルヲ以テ當局ハ關稅法規定ノ數迄漸次之ヲ
 増設セントス
 金銀ヲ國內ニ留メ置クモノ正貨ノ輸入ハ免稅トシ蒙古ニ
 輸入スル外國紙幣及蒙古ヨリ輸出スル金銀貨ハ二〇

在滿洲里日本領事館

六、 課稅ヲナスコト、レタ
 從前蒙古人ハ何等統計ヲ作ラズ國內ニ内外高店
 工場カ幾何アルカ 輸入高、商店、取扱高、等ニ就テ知
 ル處カナカッタ 財務省ハ之等ノ資料ノ得ル爲メ高工業
 鑑規規則、基本資本、稅法、收益稅法、高店員稅法等
 ノ制定シタ 一昨年高店ハ動亂時ニ甚クシク損害ヲ被
 ト補シ減稅方ヲ願出タ 財務省ハ高業ノ發達ヲ圖ル
 爲メ收益稅及店員稅ヲ廢シ取扱高ニ對スル稅ヲ存
 置シタ 本稅ハ苛重ニ非ス又外國ニモアルヲ以テ商人ハ喜
 ンテ納稅シテ居ル
 十二年庫倫ニ於ケル高店數ハ密國ニ〇、英米五支那
 一六三 地方ニ於ケル支那高店七〇〇之等ヨリ徵收セル
 稅金額ハ四一、三四七兩ヲアル

在滿洲里日本領事館

十三年在庫倫ニ於ケル商店數ハ滿國五七、英米六六、西藏
 一八、支那四七、六、地方ニ於ケルモノ支那一〇、七、蒙古人二八
 六、テアル其納稅額ハ一〇、八、三、八一、向テアル
 本年庫倫ニハ露國商店一六、六、英米六六、西藏一九、支
 那一八、八、蒙古六、六、アリ地方ニハ支那商店六、二、五、テ納
 稅總額一、二、一、一、七、二、向テアル
 右商店數ノ調査ハホク不完全テ商店ニ課セル稅金豫算ハ
 二千萬向テアルカ多分本年申金額ヲ徵集シ得ヘシ
 本年一月七日ヨリ蒙古自動車ニ對シ八通 外國自動車ニ
 對シ一八一通ノ釐札ヲ下附シタ
 三、 賦務省ニ統計官ナク唯西稅關ニアルノミテハ賦務
 省ハ輸出入ニ関スル正確ナル統計材料ヲ有セサルニ付
 稅關ノ材料ニ依リサルヘカラス其調査ニ依リハ一二年ノ外

在滿洲里日本領事館

國輸入高ハ千五百萬向十三年ニハ二千二百五十萬向即チ
 三千二百萬金留十三年ノ家畜及皮毛ノ輸出高ハ輸入高
 ヲ超ヘナイ
 明年ノ豫算ニハ相當數ノ統計官アルニ依リ必要ノ計數ヲ
 得ラルヘシ
 四、 蒙古ニハ貨幣ノ流通ヲ調節スヘキ銀行ナキ為ノ貿易
 金融上支障少ナカラズ為ニ我政府ハ「ソウチ」聯邦政府ト
 共同ニテ蒙古南工銀行ヲ開設シ其基本資本トシテ二十
 五萬金留ヲ払込タ 豫算ニ依リハ本年同銀行カ國庫ニ
 納入スヘキ金額ハ七千向テアル
 銀行ノ主タル目的ハ蒙古ノ南工業援助ナルカ其資本金ノ
 少額ナル為ノ銀行ハ此方面ニ於テ幾ント何ニエ為シタルトナ
 シ休テ増資スルニ至ルヘシ

在滿洲里日本領事館

此外國家財政ヲ鞏固シ人民ニ對スル金融上ノ不便ヲ除去スル爲
ノ高工銀行ト相並テ獨立ノ蒙古國主銀行ヲ開設スル計畫具
カアル

五、高工銀行ノ定款ハ餘リニ嚴重複雜ヲ實質上貧民ハ金融
ヲ受タルコトカ出来ナイ故ニ富者ノミ銀行ヨリ利益ヲ受タルコト
ヲ得ルカ貨物出ニハ担保ヲ要スル 金融ヲ安トスル貧民ノ
爲メ我政府ハ國庫ノ資金ヲ以テ質屋ヲ開設スルヲ有益ト
認メ既ニ其定款ヲ認可シタルニ依リ近ク開業スルニ至ルヘシ

六、蒙古國庫ノ金額ハ少額ナルヲ以テ我政府ハ銀行券及銀
元ヲ發行セントシ十一年ソウエト露國トノ協約ヲ結ビソウエト
ハ發行紙幣ノ準備金タルヘキ一百萬留ノ公債ヲ引受ク
ルコトヲ約シテ契約調印ト同時ニ我政府ハ二十五萬留ヲ
取テ 十三年中政府ハ人民ヨリ三百萬留ヲ集メ之ヲ其

在滿洲里日本領事館

準備金トスルコトニ決定シテ

本年各地ニ官吏ヲ派シ右集金トシテ家高ヲ集メノレノタカ多
クノモノハ之ヲ期限中ニ納付セズ アル者ハ納付不能ヲ申立テタ
ルニ依リ滞納額三百萬中二百萬兩一ノ取立ヲ中止スルコトニ決定
シテ政府ハ蒐集家高一部ヲ露國ニ送りテ債務償却ニ
先テ其他ハ軍部ノ食料ニ利用シテ

蒙古紙幣ノ準備金タルヘキ一百萬兩ハ現在現金ニテ財務
省ニ保管シテ居ル

蒙古貨幣單位ハ銀兩アルカ支那墨銀德國金銀貨
ニ流通シテ居ル者亦尠ル場合ニ然ルニ外國ニテハ貨幣相
場常ニ変動シ居ル爲メアル場合ニハ不整損害ヲ被ルコトアリ
之カ爲メ我政府ハ三百五十萬元ノ銀行券ヲ發行シ月額
ノ銀貨ヲ鑄造スル豫定ナリシカ鑄造ニハ機械及附屬品

在滿洲里日本領事館

甚ク高價ナル爲ノ困難トナリ現行ハ銀行券發行ノ準備
中ヲアル

七、一九二三年迄ハ國家ノ收支豫算ハ全ク編成セズ昨年初
ノテ之ニ着手シテ

十三年收入ハ二、一四二、五〇九兩三五分テ支出ハ二、五、五一七、八
七八兩四分即チ四十萬兩ノ不足ナルカ之ハ前年度ノ剩
餘金ヲ以テ補填シテ

十四年三六歳入四、一七二、四〇七兩八二分歳出四、六六六、二九二兩
八二分 不足約五十萬兩ハ十三年度ノ剩餘金一〇、五二六二
八兩ノ内ヨリ補填スルコトニ決定シテ

其外本年度ハ追加豫算トシテ豫算額ノ一三%ヲ兵營
建築及動産不動産購入費ニ充ツル認可ヲ得テ

八、従前蒙古ニハ正確ナル簿記全クナク唯國民政府組織

在滿洲里日本領事館

後簿記法ヲ採用シテ九歳専門家ナキ爲不良状態ニアル
本年會計學習ノ爲メ優秀ナルモノヲ地方ヨリ召集シテ
ルカ及弟者ナク又教師ニ乏シク然レバ極ノテ重要ナルモノニ
介近キ將來庫倫及地方ニ簿記講習所ヲ開設セシユ
トシテ切ニ願フ次第ナリ

質問

「ガムボジャブ」 雜費トハ如何ナルモノヲ含ムヤ、外債ハ支押ヒタルヤ
何故ニ十三年ノ國家歳計豫算ナカリシヤ

財務大臣「トドルゲ」

一、各官廳隊管下額ヨリ俸給以外ノ金額ノ一〇%ヲ雜費
トシテ

二、外債十二萬五千兩ハ全部精清シテ

在滿洲里日本領事館

26

三、十三年ハ豫算ハ前年同様職員不足ノ爲ノ編成セラルナ
カツテ
「ボタルホ」コブト」方面ノ農耕者ハ如何ナル収入ヲ齎スヤ 如何ナ
ル支出ヲ「オモツア」(特別ノ臨時支出)トスルヤ
「アユレ」 將來歳入不足ノ生シタル場合ニハ如何ニシテ之ヲ補填セ
ントスルヤ
「ガムゲン」 國庫ハ蒙古「ゴオベラチーフ」益金ヨリ三萬兩ヲ受ケタカ
之ハ歳入額ナリヤ又ハ投資以來ノ益金ナリヤ
「ツオクト、ドルガ」 糧高ハ何處ヨリ何處ヲ發何ニテ購入シタルヤ
其利益ハ如何ナルモノナルヤ 支那トノ交渉費中幾何ヲ
支出セルヤ
財務大臣答辭
「(六) 新地收入額ハ特別報告書中ニ記載セリ

在滿洲里日本領事館

27

(一) 豫算外支出共概算費ヲ特別支出ト稱ス
(二) 節約不足ノナキ極努力カスルヲ要ス
(三) 「ゴオベラチーフ」収入ニ就テハ經濟省報告ニテ報告スヘシ
(四) 糧高ノ有益ナルコトニ就テハ內務省報告ニアリ
(五) 支那トノ交渉費ハ何等支出シ居ラス
(六) 「ツオクト、ドルガ」 紙幣及銀貨發行ノ準備ハ全部整ヒ居ル
トガフス何故ニ本件ハ實行スルニ至ラサルヤ
「ツイレトル」 家畜ニ對シ課税ハ際生長ヒルモノト然ラサルモノ
ノトラ區別スルヤ
「ツオクト、ドルガ」 「カイリ」(内國関税)ハ國境税関ニ支拂ヒタルモノ
モ庫倫ニテ爾レ徴税セラルルヤ
「ツイビクミド」 如何ナル方法ニ依テ関税ヲ庫倫ニ輸送スルヤ
「カンヤン」 税關所在地ノ「ホレン」ハ自ラ関税ヲ徵集スルコトヲ

在滿洲里日本領事館

得ルヤ

某軍人 蒙古ノ國土農場ハ何箇所アリヤ

「バルガン」 地方ニ於テ賣買セラル、全貨物ヨリ徵稅セラルト

ヲ信スルヤ

「タムガン」 昨年度ノ租稅ノ滯納アリヤ

「ゲンツン」 外國輸出ノ家畜ニ制限アリヤ

「ツイビク」 國庫ノ収入トナル銀行益金ノ割合如何又之ヲ監

督者ハ誰ナリヤ

「バルタル」 蒙古ノ家畜ノ外國輸出高

財務大臣ノ答辯

(一) 獨逸ニ注文シタル貨幣鑄造機械ハ未着ナリ

(二) 家畜ニ對スル稅ハ市價ト年令ノ如何ニ依リ課稅ス

(三) 國境官廳ニ於テ納稅滿ノ證據アルモノハ兩ヒ「カイリ」ヲ課セス

在滿洲里日本領事館

(四) 繁盛ナル地方ニ於ケル稅關ハ毎月一回庫倫ニ送金ス

(五) 「ホレン」ノ課稅權ハ有効ナリ

(六) 國立農場ハ「ハラ」河及「タリヤ」ホレンニアリ

(七) 地方ニ於ケル徵稅ニハ唯官吏ヲ信任スルノミ不納又ハ未納者ニ

對スル密使ナシ

(八) 直接稅ノ滯納ハ「ボグドバン」「ハンベントイ」「アイマク」及「シマ」管

区ニアリ

(九) 家畜ノ外國輸出數ニ對スル制限ナシ

(十) 銀行ニ於テハ兩國トモ同權ニシテ其利益ハ株主監督ノ下ニ

均分ス

(一) 家畜ノ輸出高ニ關スル材料ハ徵稅者ニハナシ

「トスワル」 稅務吏中職權ヲ濫用シテ私利ヲ圖ルモノアリ之カ防

止方如何

在滿洲里日本領事館

某議員 直接税滞納ノ原因如何
 アニシ 密業銀行ノ外ニ蒙古銀行ヲ開設スルヤ
 ボシヨ 財務省ヲ監督スル機関アリヤ
 財務大臣答辯
 (一) 税務吏ノ不正行為ヲ發見シタル場合ニハ之ヲ免職シ裁判ニ
 附ス
 (二) 滞納ノ原因ハ飢饉、貧困等ナリ
 (三) 紙幣タル蒙古銀行ヲ開設セントスルモ今、尠我國ニ資金ナシ
 (四) 我財務省ハ政府ノ當該關係課ノ監督ヲ受ク
 ホボドルケ 税関ヨリ遠隔ノ地矣ヲ通過スルモノニ對シテハ
 如何ナル方法ヲ以テ課税スルヤ
 財務大臣 税関ヲヤ所ハ地方官憲ニ於テ課税ス
 (本日、會議終了)

在滿洲里日本領事館

第八會議
 書記長前田、議事録ヲ讀ミ、ホラルダンニ之ヲ承認シタル後、副議
 長前田ノ質問ヲ繼續スル旨ヲ述フ
 アンジヨ 我財政ハ牧畜ト關稅、如何ニ依ルハ家畜ハ天災ノ爲
 甚クシク害ヲ被リ關稅ノ減收モアルヘキヲ以テ土地ノ經
 營ニ注意ヲ要ス、之ニ就キ如何ナル手段ヲ講シツ、アリヤ
 「チムイト」 「コプト」 衙門ノ暖爐焚ニ對スル俸給ハ財務省ヨリ給
 スルヤ
 「シヤリバヤル」 貧民納稅ノ場合金錢ノ代リニ皮毛ヲ納付スルニト
 ヲ得ルヤ
 「ダンガン」 國境軍隊用ニ徵發シタル帳幕ノ代金ハ夫松フヘキヤ

在滿洲里日本領事館

62

「ダクハ」 租税トシテ納付スヘキ家畜ニ課税スルヤ
「シカガケル」 税関所在ナキ地方ノ營業税ハ如何ニシテ徵集スルヤ
「アエシ」 外國商店ニ商業鑑札交付ノ場合其取扱高ヲ如何ニシテ査定スルヤ
「ルアサシ、ケヨイ」 外國人ハ出入國ニ際シ特典アリヤ
「ツイルイフ」 國境税関課税ノ場合中失ノ定ナル價格ニ依ルヤ
「アハルミト」 密輸出入者所定ノ罰金ヲ支拂フコトヲ得サル場合ニハ其在籍地ノホシニシヨリ之ヲ取立ソルヤ
「カビドバ」 國境税関カ地方民ヨリ徵發シタル食料品燃料等ニ對シ國庫ハ賠償スルヤ
「アエシ」 外國商店ニ對シ累進課税ヲナスヤ
「ケムイト」 狩猟ヲナサントスル外國人ニ特別ノ課税ヲナスヤ

在滿洲里日本領事館

63

「ツムイン、バイル」 國境税カ移動スル場合地方民ヨリ馬車ヲ徵發スルコトヲ得ルヤ
「ゴンジヨ」 驛道ニ依リ旅行スル官吏度々其馬ヲ持行フコトアリ國庫ハ此損害ヲ賠償スルヤ
「ラフダン」 地方民カ関税ニ當直ノ馬匹ヲ提供スルニ規則アリヤ
「ルアサシ、ケヨイ」 國境税関ニ對シ財務省又ハ政府ハ検査ヲ行ヒタルコトアリヤ
「財務大臣「ドルダ」ノ答辭 (初ノ二問ニ對シ答辭ナシ)

「官廳職員ノ俸給ヲ定ムルニ當テハ歳入ノ如何ヲ考慮シ之ヲ以テ國庫ノ負担ヲ重カラシメサラシメトテ努メツ、アリ

「関税率ハ正貨ヲ以テ定メアリ未テ代物ヲ以テ之ヲ徵收ヒタル例ナシ

「(三) 人民ヨリ徵發セル帳幕代金ノ賠償ハ豫算ニ計上ス本

在滿洲里日本領事館

- (一) 件ハ軍配給廳ノ管轄ニ屬ス
- (二) 驛進請負人ノ請負料トシテ受ケタル家畜ハ課税セラル
- (三) 請負制度ニアラサルトキハホシエンニ對シ何等課税セス
- (四) 税関ナキ地方ノ徵税ハ「ホシエン」後所ニ委任シアリ
- (五) 商業鑑札下附ノ際當該商人通関貨物ノ價格總額ヲ計算ノ基礎トス
- (六) 硬貨ノ輸入及紙幣ノ輸出ニ對シテ課税セス之外國人ニ對スル唯一ノ特典トス
- (七) 税率制定ノ場合貨物全部ヲ記載スルモノ極メ困難ナリ関係貨物記載ナキ場合ハ地方市價ニ依ル外ナシ
- (八) 密輸出入ノ罰金ハ密輸出入者カ其財產ヨリ支払フヘキモノニシテ同人支払不能トキハソレ迄他人ヲシテ之ヲ支払ハシムルコトナシ

在滿洲里日本領事館

- (一) 税関カ人民ヨリ徵發セル食料品及燃料代金ハ國庫ヨリ之ヲ仕払フ
- (二) 外國商店ニ對スル累進課税ニ關シテハ昨日報告中ニ詳述シテアル
- (三) 外國狩猟者ニ對スル特別課税ニ就テハ經濟省報告ニ述クヘク一般ニ外國人ニハ蒙古ニ於ケル狩猟ヲ禁シアリ
- (四) 税関官署移動ノ必要アルトキハ人民ヨリ煮鹽ニテ車馬ヲ徵發スヘキモノナリ
- (五) 國庫ハ驛進使用中斃死シタル馬匹ノ賠償ヲナサス
- (六) 税関ニハ人民ノ納ムヘキ特別馬匹ナシ
- (七) 地方税関検査官ハ財務省ヨリ派遣ス
- (八) 「アハルト」寺院ニ寄附スヘキ財產及家畜ニ課税スルヤ
- (九) 「ホシエン」後所ハ内國税ノミナラズ外國税ヲモ徵集スルモノナリ

在滿洲里日本領事館

得ルヤ

「バルゲン」 一家畜ヲ有スル貧民之ヲ賣リ又ハ自用トシテ屠殺スルトキ免除セラルヤ

「ゲンツン」 従前ハホレン「後所税関」後日ヲナシ居テ特別税関ヲ設置スルニ及テ收入ハ増加セリヤ

「ツハインバイル」 国境警備隊用トシテ人民ヨリ納メタル燃料代金ハ支払ハルヘキヤ

財務大臣答辭

(一) 宗教上ノ目的ヲ以テ寄附セル物品ヲ賣ル場合ニハ課税ス

(二) 徴税権ヲ有スル各官廳ハ内外税共ニ徴集スルコトヲ得ルモ實際ニ地方官廳ハ内国税ノミヲ取立テ居ル

(三) 家畜賣渡ノ場合貧富ノ区別ナク一様ニ課税ス

(四) 地方ニ専門税関設置後收入ハ確クニ倍以上トナラセ居ル

在滿洲里日本領事館

(四) 軍配給應ハ地方人民ノ軍用ニ供シタル燃料代ヲ支払ヘシト思フ

議長 財務大臣報告ニ関シ意見ナキヤ

「オケルバト」 驛進義務トシテ人民ノ出不家畜ニ課税スルハ當ラスト思フ

「バルゲン」 毎年外國ニ輸出スル家畜中ニ牝馬多ク有ハ然經濟ニ悪影響ヲ及ホスモノニアラスヤ

「ソクトドムゲ」 紙幣發行ト同時ニ硬貨ヲモ發行スルヲ必要ト思フ

「シヤミヤン」 商業鑑札下附ノ際課税不當ノ為ノ屢々誤解アリ之ヲ整理シテハ如何

「ツムイン、ハイル」 地方税関ハ軍隊ノ近クアラハ便利ナラン
「ゴンシヨ」 税務吏ニ注意シ役等ヲ清廉ノモララシムルコトハ緊

在滿洲里日本領事館

要ノミト、思フ

某議員 大臣、方所ニ依レハ人民ヨリ軍隊ニ納メタルモノニ對シテハ回庫之ヲ支拂フ由ナルモ「ゴブド」地方衙門ハ附近人民ヨリ燃料及牛乳等ヲ強制的ニ無償ニテ取り居レリ

「カンツン」我税関ニハ職權濫用、收購、規定價格以下ノ「詳價」^{以テ}税関ニ於テ商人ヨリ各價ニ買入ク存スニト慮マアリ此事情ニ深ク注意シ税関ニハヨリヨキ清庫ノ事ヲ任命スル要アリ

「レトル」寺院ニ寄附スル物品ニ課税スヘキヤ否ヤノ問題ハ解決スルヲ必要ト認ム

「ゲワバルジイル」内外人トモ納税スルニ西藏人ハ特典ヲ有ス右ハ如何ナル理由ニ基クヤ

「ホシエン」役所ノ徵稅成績ハ不良ナリ多数ホシエンニハ税関ノ設ナレシカ爲メ回庫ノ收入ハ減少ス

在滿洲里日本領事館

68

「イルイ」 庫倫市價ニ依リ一律課税スルトキハ地方ト庫倫トハ物價ニ差異アルヲ以テ回庫ハ損害ヲ被リ又不當ナリ地方市價ヲ標準トスルコトヲ得サルヤ

「ハルカシ」 駱駝積荷ノ重量ヲ制限シテハ如何北馬ノ輸出ヲ制限スルヤ 禁止スル方有益ナラン

「ルアサン、チヨイ」 地方税関ハ軍隊所在地ノ附近ニ置クヘシ 宏輸出入ヲ減サレ得ヘシ

又税関吏ノ收購ヲ根絶セシムル要アリ

「カンシマ」 各衙門ニ於ケル祈禱ニ多額ノ金ヲ費消シ居レルカ之ヲ停止シ寺院ニ於テ行ハスルコトニスヘシ

「シヤムツアラ」 財政ニ策問題ハ充分詳細審議スルヲ要ス

財務大臣ハ一般財政ニ策ノ根本問題ニ觸レス其收支ヲ列挙シテ止リ議員モ投票ノミニ觸ルノミ

在滿洲里日本領事館

69

我財政状態ハ新設ノ經濟者ノ報告ニ依リ明白トナルヘキニ
依リ初ノニ其報告ヲ聽キ一檢審議スル方ヨロカラスマヤ
議長 本會議ハ今財政者報告關係ノ決議ヲナス又ハ
經濟者ノ報告ヲ待テ之ヲナスヤ 私ハ財務者ノ管掌
事項ト經濟者ノソレトハ全ク異レルヲニ付先ニ財務
者報告ノ審議ヲ終ラスルヲ必要ト認ムルヲア
コチトスキ 新者ハ未タ分立ヒス其事務ハ財務者ニ於テ
是迄實行レ未タ依テ決議ヲナス前豫ノ問題全部
ヲ明ニスル爲ノ經濟者ノ報告ヲ聽クコトニスル方ヨ
ルイスクウロフ 財務者報告ニ関スル決議ヲ經濟者ノ報告
迄延期スルノ説アルカ之ハ不當ト思フ 若シ此兩問題
ヲ混同スルトキハ紛糾ヲ生シ各程ノ争落ヲ来スヘキニ
依リ財務者所管事項ヲ終リ別ニ決議スルヲ必要アリト認ム

在滿洲里日本領事館

(賛成ノタト叫ブモノアリ議長決議案ヲ朗讀ス)

決 議 案 (全譯)

從來國民政府ハ經濟政策ニ関スル其事務ヲ正確ニシ關係
指導機關ヲ整備スルヲ得サレ爲一切ノ經濟政策ハ財
務者ニ集中サレ居タ今ヤ國民共和國ノ鞏固ヲ加フルト共
ニ右制度妥當ヲラサルモノナリタルニ付 政府ハ財務者ヨリ
高工業指導ノ爲ノ經濟者ヲ分立シ又政府ニ經濟政策
一般指導ノ爲經濟會議ヲ設クルコトヲ決定シテ
右共和國高級機關經濟機關ノ組織ヲ確認シ大ホラレガ
ニハ財政々策ニ関シ決議スルコト左ノ如シ

一 財務者ハ其所管事項ヨリ經濟事項ヲ分離シテ
以テ財政事務ヲ專管スル機關トナリ國ノ收支一切ノ管
理各省豫算ノ綜合ノ經費支出稅制ノ調節 貨幣

在滿洲里日本領事館

、製造、銀行、金融業内外公債ノ指導等、賦務省ノ具體的所管事項トス

二、財務政策ハ國ノ經濟ノ要求ニ適應シ、民權ノ發達ヲ念トシ、共和國ノ經濟政策ノ目的ヲ達成スルヲ方針トシ、國民經濟ヨリ得ル資金ハ分配及投資ノ方法ニ依リ、全經濟ノ發達ヲ助長セシムルヲ要ス

三、大州ララダシハ十一年迄ニ締結セル前公債ヲ務一切、廢棄ニ関スル政府ノ方策及人民ノ高利貸商人ニ對スル債務ノ殘部廢棄等ニ協賛ヲ興フ

四、豫算政策ニ於テハ憲法ニ規定スル根本ヲ遵守シ、賦務省ハ豫算ノ審議檢査統一國家歲計豫算ノ編成及實行ヲ組織的ニスヘシ

歲出入ノ均衡ヲ圖ルニ爲メ、賦務省ハ租稅及收入ノ收納ヲ確

在滿洲里日本領事館

實ニ新稅ノ設定、現行稅ノ廢止ハ法律ニ依リ行フコトニシ、豫算ハ一般國家的貨幣單位ヲ以テ計上スヘシ

五、一般國家豫算ニハ最モ緊要ナル費目ヲ計上シ、比較的生産的ヲラサルモノハ削除又ハ少クトモ削減スヘク、之ト共ニ地方ニ對スル金融手續及地方豫算問題ハ之ヲ永久ノ特殊事情ニ適合セシムルヲ要トス

官廳及經濟企業ノ指導者ノ嚴重責任トシテ、一切ノ豫算外支出ヲ禁止シ、國家收入ハ特ニ政府ノ指定セルモノヲ除クノ外、全部賦務省金庫ニ納入セシムルコト

六、稅制ニ就テハ各種租稅ノ課稅方法及實行方法ヲ正確ニシ、主トシテ家畜數ニ依リ計算スヘク、直接稅ハ人民ノ重荷ヲラシムヘカラス

累進加稅ハ實際貧民ノ狀態ヲ輕クスル標制定スヘシ

在滿洲里日本領事館

2474

蒙古内ニ個人商業發達シ時トシテ一國國家ノ損害ヲラシムルモノアルヲ以テ之ニ對スル課税ヲ重クスヘシ

七、 関稅收入ハ豫算上大關係アルニ付本收入ニ特ニ注意シ関稅ノ徵集法ヲ改善シ關係徵關ヲ充實シ密輸出ノ防止ヲ為シ稅關監視ノ改善充實ヲ圖ルヲ要ス

關稅改革ハ單ニ收入主義ニノミ趨ラス國ノ生産力復興ノ任務ニ適應セシムヘク之ヲ為シ獎勵法ヲ講シ又關稅之人民ニ對シ間接稅ヲトキクルヘキヲ以テ關稅政策ヲ民衆ノ利益ト適應セシムルヲ少要トス

八、 財政省ハ關稅其他稅金ノ徵集ノ當否並ニ沒收貨幣貴金屬及有價物件ノ納付時機ノ如何ヲ嚴重監視スヘク國庫ノ收入トナルヘキ稅金ノ借用ハ刑法ニ依リ嚴重名罰スヘク又止貨ノ輸出入ニ關スル一定規則ヲ制定スルヲ少要トス

在滿洲里日本領事館

2475

九、 政府ハ國ノ天然富源ノ開拓制度ヲ定メ一方富源ノ保護ト正當ナル開拓ヲナシ他方其收入ノ増加ヲ期スヘシ又土地其他ノ固有財産ノ貸下料ノ取立ヲ正確ニシ右料金ハ金錢ヲ以テスルコトニシ度シ

高業ノミナラス諸員業ニ對シテモ鑑札制度ヲ定メ其他ノ收入項目(訴訟稅、收入印紙、運送稅等)ニ付キ法規ヲ作成スルヲ要ス

一〇、 各國ニ於ケルカ如ク通貨政策ノ一定制度及獨立ノ本位貨幣ヲ設定スルコトハ財政ヲ健全ニシ鞏固ニスル一條件ナアル

從前蒙古ニ於テハ外國貨幣流通シス交換單位トシテ銀塊茶皮等通用シ居タルカ外國貨幣ノ流通ハ我金融市場ヲシテ外國ニ從屬セシムルモノアリ又定期的ニ貨幣流通ノ狀態ヲ現出シ高利貸及商人ハ其購買品ニ對シ騰貴ノ價格ヲ附シ若クハ交換スルヲ以テ國民經濟ニ惡影響

在滿洲里日本領事館

一、 故ニ國內ニ自國本位貨幣ヲ定メ漸次外國貨幣ヲ駆逐シ又
 國內ノ現物ヲ交換單位トスル制度ヲ廢止スルヲ要ス依テ政
 府ハ本位貨幣ヲ定メ紙幣發行制度ヲ制定スヘシ
 二、 國內ニ個人經濟制度存在シ個人商業ノ力強ク且蒙
 古ノ經濟ハ輸出入貿易ノ性質ヲ有スルヲ以テ銀行及金
 融業ハ甚ク重要ナル意義ヲ有ス 商業及個人資本
 ニ對スル國家ノ調節ノ條件タルモノハ銀行制度ト總
 テノ金融政策ヲ國家ノ手ニ集中スルコトヲアル
 銀行ハ貨幣制度設定及紙幣發行ノ振拂地トシテ
 ハナリ以テ蒙古南工銀行ヲ増資シ蒙古ノ經濟生活ニ應
 ジテ其事業計畫ヲ建ツルヲ要ス
 三、 相當條件ヲ以テ外債ヲ募ルコトハ國ノ生産力發揮

在滿洲里日本領事館

一、 刺戟ヲ得ヘシ 此点ニ就テハ政府ハ第一ニ是等公債カ
 國民ノ利益ニ添ヒ第二ニ産業振興上最大限ノ能率ヲ
 發揮セシムルニ努ムヘク外債ノ際ハ小民族ノ自由發達
 ニ同情スル親交國タルソウエト聯邦ト密接ナル接觸ヲ持
 スルヲ要ス
 三、 酒精飲料ニ對スル專賣ヲ設定シ其收入ヲ財務省ニ収
 ムルコト
 四、 財務省ハコトオベラチノ機關ノ金融事業ニ關スル監督及
 検査ノ權ヲ有ス
 五、 税關吏養成所ノ設立スルヲ中要ト認ム
 六、 簿記學校ノ設立及各官廳ニ於ケル簿記事務ノ完成ニ
 對シ手續ノ講スルコト
 七、 財務省報告及對話ニ依リ幾多財務省ノ事務不完

在滿洲里日本領事館

全クノ点ヲ明ニシテ就中関税政策中ニ缺陷及濫用アリ
之ヲ以テ財務省ハホラルゲン、指示ニ従ヒ速ニ此等缺陷除去
ノ方法ヲ備スヘシ

決議ニ関スル討論

「ガキトスキ」 國家收入ニ関スル一項ヲ追加スルヲ要ト思フ所
防ノ重ナルモノハ関税ヲアルカ之ハ確實ヲナイ例ハハ戦争
ノ起ル場合貿易ハ杜絶シ関税收入ハ激減シ一方ニ國費
ハ膨脹スヘシ 依テ何カ確實ナル新財源ヲ得ルヲ要ス
他國ニ於テハ礦物ノ採掘工業経営等ニ依リ財源ヲ得テ
居ル
内國関税ニ就テハ人民ノ不便不干ヲ招クモノアルニ依リ税
制ノ改善ヲ圖ル爲内國関税ヲ廢シ外國商店ニ對シ
増税ニ直接税ヲ整理スルヲ要トス

在滿洲里日本領事館

決議案文中ニ森林保護林區經營並ニ酒專賣ノ項ヲ
含ミ居ルカ之ハ經濟省ニ關係スルモノニアラスヤ
紙幣發行ニ當リ何ヲ以テ準備金トナスヤ決定スルハ
要ナキヤ又金銀孰レヲ本位トスルヤ若シ金本位トセハ
銀ノ相場変動ノ爲ニ受クル損害ヲ免ルヘシ

「ルイスクロフ」 第一ニ經濟政策ト財政トヲ區別スルヲ要ス

經濟政策問題ハ彼ニ譲ルコト、レシテ「ガキトスキ」ハ之ヲ混同シ
テ居ルカ今ハ財政問題ノミニ就テ指導的ノ系ヲ興フルヲ要
ス 然ラズル財政的性質ヲ有セサルモノハ經濟省ノ報
告ノ際審議スルコト、レシ今ハ本問題ノ審議ヲウシ決議ヲ
ナスヘシ

「ガキトスキ」 私ノ言ハ「ルイスクロフ」ニ誤譯シテモト思フ 私ハ
紙幣タル財政的問題ノミヲ審議シテ居ル

在滿洲里日本領事館

某議員 内國税關廢止案ニ賛成ス
 財務大臣 對論中財務省ハ税關吏トシテ他地方人ヲ任命
 シ之ハ税關吏カ知合ノ者ノ貨物ハ免税通関セシムル弊害ヲ
 除去セシカ爲メテアル
 本省ハ之等弊害ヲ除去スルニ注意シ吏員任命ニ當リ常ニ
 人格ヲ重視スヘシ
 議長 決議案ヲ逐條的ニ朗讀スヘキヤ
 某議員 和ハ財務大臣ノ言ニ賛同スルニ庫倫税關吏ハ庫
 倫任人ヨリ採用シタルモノテアル庫倫ニ就テモ他地方同様
 ニセラレタレ
 議長 財務大臣ハ居ント總テノ問題ニ對シ答辯シタカ若レ
 小問題ニ係テ居ルトキハ際限ナキニ依リ逐條審議ニ移
 ルヘシ

在滿洲里日本領事館

(四五) 演説アリ初メテ條滿場一致可決
 カビドバ 我等「キルギース」代表ハ革命ノ意味ニ就テ不明ナ
 ル所アルモ多數ノ方ニ賛成ス
 ガンジヨ 今可決セル決議中ニ官廳ハ豫算ヲ嚴守シテ支出
 ヲ省シ得トアルニ豫想セサル緊急支出ヲ要スルコトアルニ
 ニ依リ此ノ場合ニ政府ノ許可ヲ得テ支出シ得ルニトテ追加
 シテハ如何
 議長 ガンジヨノ勸議ヲ審議スヘキヤ
 ルイスクウロフ 豫算ハ一年間ニ付キ編成スルモノテ政府カ
 年度初迄ニ之ヲ認可シ得サルトキハ各官廳ハ政府ノ許
 可ヲ得テ常ニ前渡金ヲ受クルニトテ得ルヲ以テ之ヲ決議
 ニ追加スルコトハ急用ト思フ
 シヤムツアラシ 決議第七項ニ「人民ノ利益ニ鑑ミ出來得ル

在滿洲里日本領事館

限り等(着)内国関税ヲ廢止スヘシト附加スルヲ妥當ト認ム
(右動議可決)

シヤムツアラウ 第八項ハ全部採擇スルニ妥當ナリ

(本項ハ若干抽出ノ上可決)

カンシヨ 地方状況ヲ實見スルニ購トシテ貨幣ノ意キトアリ
若シ茶其他物品ノ代用貨幣ノルコトヲ禁止スルトキハ
人民ハ進退乏マルノ状態ニ陥ルヘシ

シヤムツアラウ 我等ハ之等物品ノ通行ヲ禁スルニ非ス我貨幣
ノ普及スルニ及テ禁令ヲ施行スヘシ

ツガル 問題ハ明白ナリ本項ヲ採決シテハ如何

議長 エウ附加スルコトナキヤ

カンシヨ アル富者ハ高利ヲ以テ貸付アリ 如何ニシテ之ヲ

排除スヘキヤ

在滿洲里日本領事館

議長 人民ノ希望ニ應スル為ノ質屋ヲ開設スル計畫
ヲ其規則ハ既ニ政府ノ認可ヲ經タリ 故ニ本問題ヲ
提起スルハ無用ヲアル
(財務省報告ニ関スル決議全部可決)

在滿洲里日本領事館